平成２１年（フ）第３１３号
北海道旭川市秋月１条２丁目３番１号
債務者　樋口　　透
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１７号
北海道富良野市若松町13番12号
債務者　柿本　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月17日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１８号
北海道富良野市若松町13番12号
債務者　柿本　亮策
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月17日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１８０号
愛知県稲沢市長野２丁目11番１―304号
債務者　室**楠**　慶三
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２７６号
北海道北斗市七重浜２丁目26番９号
債務者　原田志津子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２８６号
函館市高松町428番地９
債務者　名和　勝広
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２９８号
函館市富岡町２丁目14番17号
債務者　岩田　博司
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３０２号
函館市本通２丁目40番３号
債務者　福士　裕美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
函館地方裁判所

破産手続終結

平成２１年（フ）第７２号
千葉県船橋市大穴北２丁目８番16号、開始決定時の住所千葉県船橋市大穴南１丁目33番15号　カナエコーポ101号
破産者　伊藤　敏雄
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１８７９号
最後の住所仙台市太白区土手内３丁目１番12号
破産者　亡山内利夫相続財産
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第３４号
山形県米沢市大字笹野6050番地
破産者　株式会社遠藤建設
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成１９年（フ）第２０８号
金沢市新神田４丁目９番３号
破産者　ホクエイ株式会社
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１７８０号
京都市下京区寺町通綾小路下る中之町580番地寺町国友ビル１階、商業登記簿上の本店所在地京都市右京区山之内養老町８―９養老ビル２Ｆ
破産者　有限会社リリーフェイド
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１７年（フ）第５５４０号
大阪府八尾市美園町１丁目68番１号、長野営業所長野県諏訪市大字中州4455―１
破産者　宏和産業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１４８４号
神戸市灘区船寺通１丁目７番12号
破産者　林瓦産業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９号
兵庫県相生市旭３丁目９番２号
破産者　株式会社樫本商店
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４号
東京都青梅市新町５丁目34番地の13グレース新町303
破産者　神山　伸夫
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１８６号
新潟県新発田市中田町３丁目1299番地１
破産者　サン工業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部